○厚生労働省令第百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） 第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～六十四　（略） 六十五　一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類 六十六～九十八　（略） 九十九　N―エチル―五―メトキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類 百～二百八十五　（略） 二百八十六　八―メチル―八―アザビシクロ［三・二・一］オクタン―三―イル＝二―フルオロベンゾアート及びその塩類 二百八十七～三百六十九　（略）	（指定薬物） 第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～六十四　（略） （新設） 六十五～九十七　（略） （新設） 九十八～二百八十三　（略） （新設） 二百八十四～三百六十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。